

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

佐賀東部水道企業団より大切なお知らせ

2019年（令和元年）10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年毎の更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が2019年（令和元年）10月1日から施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって
初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10. 4. 1～H11. 3. 31	改正法施行日の前日から 1年：令和2年9月29日まで
H11. 4. 1～H15. 3. 31	” 2年：令和3年9月29日まで
H15. 4. 1～H19. 3. 31	” 3年：令和4年9月29日まで
H19. 4. 1～H25. 3. 31	” 4年：令和5年9月29日まで
H25. 4. 1～R元. 9. 30	” 5年：令和6年9月29日まで

初回の更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、ダイレクトメールにて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3（指定の基準）**を準用し、 下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・様式第一号及び第二号
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
 - ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
- ※詳しくはホームページ参照！

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◆更新の有効期間と受付期間について

有効期間内に受付期間（7月1日から7月末日）を設けます。詳しくはホームページ及びダイレクトメール（二回目以降の更新時は通知しません。）にて案内する予定です。

◆問い合わせ先及び様式等のホームページアドレス

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係 電話0952-30-6151

<https://sagatsk.or.jp/>

事業者の方へ - 指定給水装置工事事業者の更新制度について